議案第７９号

小田原市尊徳記念館条例の一部を改正する条例

［改正理由］

受益と負担の適正化の観点から尊徳記念館の観覧料及び使用料の額を引き上げる等のため改正する。

［内　　容］

１　観覧料の額の引上げ（別表第１関係）

展示室の観覧料の額を次のように引き上げることとする。

（　）内の数字は、現行の金額

区　　分		金額（１人につき）
個人	１５歳以上の者 （中学生を除く。）	円 ２５０ （２００）
	小学生及び中学生	１５０ （１００）
団体	１５歳以上の者 （中学生、高校生及び大学生を除く。）	２００ （１５０）
	高校生及び大学生	１５０ （１２０）
	小学生及び中学生	１００ （８０）

２　使用料の額の変更（別表第２及び別表第３関係）

施設の使用料の額を次のように変更することとする。

（　）内の数字は、現行の金額

区　　分	午前９時～正午	午後１時～午後５時	午後６時～午後９時３０分	午前９時～午後５時	午後１時～午後９時３０分	午前９時～午後９時３０分
	円	円	円	円	円	円
視聴覚室	1,200 (1,000)	1,600 (1,400)	1,400 (1,200)	3,200 (2,900)	3,500 (3,100)	5,100 (4,500)
講堂	2,000 (1,700)	2,600 (2,200)	2,200 (1,900)	5,300 (4,500)	5,500 (4,800)	8,300 (7,000)
体験実習室	950 (800)	1,300 (1,100)	1,200 (1,000)	2,600 (2,300)	2,800 (2,500)	4,100 (3,700)
研修室	450 (400)	600 (500)	600 (500)	1,200 (1,000)	1,300 (1,100)	1,900 (1,600)

<table>
<tr><td colspan="2">小研修室</td><td>250
(200)</td><td>350
(300)</td><td>350
(300)</td><td>650
(600)</td><td>800
(600)</td><td>1,100
(900)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">宿泊を伴う場合</td><td>食堂（調理室を含む。）</td><td colspan="6" rowspan="2">１人１泊につき２，４００円（２，０００）</td></tr>
<tr><td>宿泊室（小宿泊室を含む。）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">宿泊を伴わない場合</td><td>食堂（調理室を含む。）</td><td>1,200
(1,000)</td><td>1,600
(1,400)</td><td>1,400
(1,200)</td><td>3,200
(2,700)</td><td>3,500
(2,900)</td><td>5,100
(4,200)</td></tr>
<tr><td>宿泊室</td><td>450
(400)</td><td>600
(500)</td><td>600
(500)</td><td>1,200
(1,000)</td><td>1,300
(1,100)</td><td>1,900
(1,600)</td></tr>
<tr><td>小宿泊室</td><td>250
(200)</td><td>350
(300)</td><td>350
(300)</td><td>650
(700)</td><td>800
(700)</td><td>1,100
(1,100)</td></tr>
</table>

３　その他

規定を整備することとする。

［適　　用］

１　観覧料の額の引上げ

令和　９　年　４　月　１　日

２　上記以外

令和９年４月１日以後の施設の使用に係る使用料について適用